

仕様書（例）

1. 概要

- (1) 件名 ○○○○庁舎で使用する電気の調達
(2) 需要場所 ○○○○庁舎
○○県○○市○○ ○丁目○番○号
(3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf> (2023年12月31日までに契約する場合の要件)

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf> (2024年1月1日以降に契約する場合の要件)

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
② 供給電圧（標準電圧） : ○○○V
③ 計量電圧（標準電圧） : ○○○V
④ 標準周波数 : ○○Hz
⑤ 受電方式 : ループ受電方式
⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : ○○○kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
② 予定使用電力量 : ○○○○kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

(3) 使用期間

令和○○年○○月○○日0:00 から 令和○○年○○月○○日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無

- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級)

(5) 需給地点

○○○電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ① 甲が別に定める分担率により、甲及び○○ (***分担者名称**) から支払うこととする。
 - ② 毎月始めに、電気使用量等を別紙2及び別紙3の様式により、甲に送付することとする。
 - ③ 甲は甲及び○○ (***分担者名称**) の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
 - ④ 乙は③の分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。
- (***①及び③は、当該契約による電気料金を分担する者がいる場合**)

(9) その他

- ① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
 - 1, 000 kVA ○台
 - 2, 000 kVA ○台
- ④ 30 kWの太陽光発電設備を有している。
- ⑤ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、○○管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件 (基本契約要綱) によるものとする。
- ⑥ 再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2.仕様を満たしていない場合、乙は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

- ⑦ その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

《注1：供給電気方式、電力量等の計量など当該仕様書に定める内容は、建物毎に異なるため、電気供給約款や現在の電力供給元への聞き取りなどを通じて、正確に記載すること。》

《注2：契約電力が500kW以上の場合は、2. (2) ①の予定契約電力の記載が異なるため、注意すること。》

仕 様 書 (例)

(契約電力が50kWに満たない契約の場合)

1. 概 要

- (1) 件名 ○○○○庁舎で使用する電気の調達
 (2) 需要場所 ○○○○庁舎
 ○○県○○市○○ ○丁目○番○号
 (3) 業種及び用途 官公署 (事務所)

2. 仕 様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf> (2023年12月31日までに契約する場合の要件)

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf> (2024年1月1日以降に契約する場合の要件)

(1) 供給電気方式等

	従量電灯C	低圧電力
①供給電気方式	交流○相○線式	交流○相○線式	
②供給電圧 (標準電圧)	○○○V	○○○V	
③計量電圧 (標準電圧)	○○○V	○○○V	
④標準周波数	○○Hz	○○Hz	
⑤蓄熱式負荷設備の有無	無	無	
⑥予定契約電力等	○○kVA	○○kW	
⑦予定使用電力量	○○○kWh	○○○kWh	

(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

(2) 使用期間

令和○○年○○月○○日0:00 から 令和○○年○○月○○日24:00まで

(3) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無/有
 ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針 / (遠隔) 自動検針 等
 ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級) / スマートメーター 等

(4) 需給地点

〇〇〇電源側接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 対価の支払方法

- ① 甲が別に定める分担率により、甲及び〇〇（*分担者名称）から支払うこととする。
- ② 毎月始めに、電気使用量等を別紙2及び別紙3の様式により、甲に送付することとする。
- ③ 甲は甲及び〇〇（*分担者名称）の負担額を計算し、乙へ通知することとする。
- ④ 乙は③の分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。
（*①及び③は、当該契約による電気料金を分担する者がいる場合）

(8) その他

- ① 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
〇〇kVA 〇台
- ② 〇〇kWの太陽光発電設備を有している。
- ③ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、〇〇管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ④ 再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2.仕様を満たしていない場合、乙は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること

⑤ その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

（①及び②は、当該施設において設置されている場合）

《注1：供給電気方式、電力量等の計量など当該仕様書に定める内容は、建物ごとに異なるため、電気供給約款や現在の電力供給元への聞き取りなどを通じて、正確に記載する

こと。》

《注2：低圧の供給電気方式等については、単相2線式100V、単相3線式100/200V、三相3線式200V等、複数の方式があり、また、従量電灯A、従量電灯B、従量電灯C及び低圧電力などのメニューがあり、複数の契約が混在する場合がある。そのため、複数の契約が結ばれている場合があるので、予定契約電力等においては、契約ごとに応じて、契約電力、契約容量又は契約電力などの必要な事項を正確に全て記載すること。》

月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量
令和○年 4月分	
令和○年 5月分	
令和○年 6月分	
令和○年 7月分	
令和○年 8月分	
令和○年 9月分	
令和○年 10月分	
令和○年 11月分	
令和○年 12月分	
令和○年 1月分	
令和○年 2月分	
令和○年 3月分	
計	

《注1:直近のデータを基に、予定使用電力量を推計し、記載すること。》

《注2:月別予定使用電力量及びその合計を入札公告、入札説明書、入札心得、契約書案に適宜記載すること。》

月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量 (従量電灯C)	予定使用電力量 (低圧電力)
令和○年 4月分		
令和○年 5月分		
令和○年 6月分		
令和○年 7月分		
令和○年 8月分		
令和○年 9月分		
令和○年 10月分		
令和○年 11月分		
令和○年 12月分		
令和○年 1月分		
令和○年 2月分		
令和○年 3月分		
計		

《注1:直近のデータを基に、予定使用電力量を推計し、記載すること。》

《注2:契約種別は、必要により書き換えること》

(参考) 月別実績

年 月	最大需要電力
令和3年11月	
令和3年12月	
令和4年1月	
令和4年2月	
令和4年3月	
令和4年4月	
令和4年5月	
令和4年6月	
令和4年7月	
令和4年8月	
令和4年9月	
令和4年10月	

(注)この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

別紙2

電気使用量について(年 月分)

契約電力量	kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	× 8,000	× 8,000	× 8,000	× 8,000
修正率				
使用量	kwh	kw	kwh	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

《注:「乗率」は、設置されている電力量計により値が異なるため、確認の上、適宜記入すること。》

別紙3

電気料金計算書(年 月分)

○使用実績

使用期間	月 日 ~ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	kwh
最大電力	kw
力率	%

○ 電気料金

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	kw	× (185% - 力率)	円
電力量料金	円	×	kwh		円
燃料費調整額	円	×	kwh		円
小計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------

特定電源割当証明書

●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

以下の通り●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

担当者等連絡先

部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E - mail：

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省〇〇〇〇長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

「〇〇〇〇庁舎で使用する電気の調達」に係る入札に関する
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 別紙 1 に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

適合証明書

令和 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○
 会 社 名 ○○株式会社
 代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
	0.600 以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	2 0
	5.00%以上 8.00%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表) 別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和3年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)</p>

	<p>をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの（算定方式）</p> $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））</p> <p>②令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））</p> <p>③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気が判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦令和3年度の供給電力量（需要端（kWh））</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2. 令和 3 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は、令和 3 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和 3 年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添 4 にのみ適用する。